平成２３年（フ）第１６号
島根県浜田市生湯町1286番地３
債務者　上野美恵子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本家　泉衣
4　破産債権の届出期間　平成23年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月31日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第７３６１号
埼玉県和光市白子２丁目９―30―Ａ212
債務者　高橋　剛二
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山恵美子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５号
静岡県熱海市緑ガ丘町14番５号　笹良ケ台市営住宅２棟404号
債務者　吉岡富士子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　浩志
4　破産債権の届出期間　平成23年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
静岡県湖西市梅田541番地の16ルボア梅田101
債務者　野中　龍也
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和光　　学
4　破産債権の届出期間　平成23年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月６日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６０６号
東京都日野市南平５丁目29番地の５
債務者　増尾　敏彦
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉盛　勝久
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６０７号
東京都日野市南平５丁目29番地の５
債務者　増尾　結子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉盛　勝久
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１７３号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑131番地　モンドール湘南312
債務者　田中　武文
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　雅紀
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２３号
京都市伏見区深草大亀谷大山町50番地の８
債務者　堀内　有正
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　　承豪
4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７号
鹿児島県姶良市東餅田2485番地
債務者　堀之内道子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　　桂
4　破産債権の届出期間　平成23年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午前11時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
鹿児島県姶良市西餅田3247番地28
債務者　新保　忠男
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉　　武臣
4　破産債権の届出期間　平成23年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
鹿児島県霧島市隼人町内山田４丁目10番20号
債務者　児玉　正一
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　　桂
4　破産債権の届出期間　平成23年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
茨城県日立市宮田町４丁目７番10号
債務者　加倉井孝是
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　破産債権の届出期間　平成23年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第４３７号
京都市西京区大枝西長町11番地53　ロイヤルハイツ高塚Ⅱ508号
債務者　杤川　照美
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神子　　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月１日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係